

亀山市告示第75号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱（平成26年亀山市告示第137号）第5条第3項の規定により放置自転車等を保管したので、同告示第6条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該放置自転車等の利用者等は、亀山市産業建設部用地管理課に申し出ること。

令和2年4月10日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 放置自転車等の型式 自転車（不明）
- 2 車体番号 不明
- 3 保管場所 亀山市野村町37番地3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 令和2年3月18日から同年6月30日まで
- 5 保管期間を経過した場合には、処分を行う。
- 6 その他の事項
 - (1) 色 銀
 - (2) 防犯登録番号 三重県警察 12-H-30991
 - (3) 電動アシスト付き自転車

第2

- 1 放置自転車等の型式 自転車（不明）
- 2 車体番号 V161200241
- 3 保管場所 亀山市野村町37番地3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 令和2年4月1日から同年7月31日まで
- 5 保管期間を経過した場合には、処分を行う。
- 6 その他の事項
 - (1) 色 銀
 - (2) 防犯登録番号 三重県警察 10-K-01635